

(9) 「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災からの復興に資する事業を行う市町村を支援するため、市町村に対して、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象経費)

第2条 交付金の対象は、第4条に規定する事業（以下「復興ソフト事業」という。）に要する経費の財源に充てることを目的として、市町村が行う基金の造成に必要な経費とする。ただし、復興ソフト事業が平成24年度内（平成25年度の交付の決定に係る事業は平成25年度内）に終了する場合は、当該事業（以下「単年度事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 交付金の交付額は、別紙に定めるところによる。

(基金の用途等)

第4条 造成した基金の用途は、市町村が東日本大震災からの復興に向けて新たに行うソフト事業等で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、国庫支出金、建設地方債及び特別交付税で財源措置された事業は除く。

- (1) 生活再建の支援、医療体制・生活相談体制の整備、被災者の心のケア及び防災力の向上など住民生活の安定に関する事業
- (2) 被災地域のコミュニティ機能の維持及び再生など地域コミュニティ再生に関する事業
- (3) 消費者に対する情報提供、観光におけるPR活動及び被災者の就労支援など地域経済の振興並びに雇用維持に関する事業
- (4) 被災地域の伝統芸能の復興支援活動など文化・芸術の復興に関する事業
- (5) その他震災からの復興に資する事業

2 市町村は、復興ソフト事業を実施するに当たり、自らの財源により事業の上積みができるものとする。

(申請)

第5条 市町村長は交付金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定を行い、速やかにその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 基金を造成し、かつ、単年度事業も実施する場合において、交付金充当額を両事業間で流用しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、これ以外の変更については、軽微な変更とし、知事の承認は不要とする。
- (2) 復興ソフト事業を中止又は廃止する（以下「中止等」という。）場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 復興ソフト事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(変更の承認申請)

第8条 市町村長は、前条第1号の規定による承認を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(中止等の承認申請)

第9条 市町村長が第7条第2号の規定による中止等の承認を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村長は、規則第12条の規定より実績報告をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金実績報告書（別記第4号様式）を知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 交付金の確定額は、交付対象経費に係る実支出額の合計額と交付金の交付決定額のいずれか低い額とし、確定後速やかに通知するものとする。

(交付金の請求)

第12条 市町村長が規則第15条の規定により交付金の交付の請求をしようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 規則第16条第2項の規定により、交付金の概算払を受けようとするときは、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(処分の制限)

第 14 条 市町村長は、復興ソフト事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、知事の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項において、知事の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の保管)

第 15 条 市町村長は、復興ソフト事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出の内容を証する書類を整備し、復興ソフト事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 16 条 市町村長は、復興ソフト事業により取得し、又は効用の増加した財産については、復興ソフト事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、復興ソフト事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

別紙

交付額の算定方法

24年度：「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の24年度予算額（20億円）に配分割合（ $Z_{1\sim 54}$ ）を乗じて得た値を基に知事が定める額

25年度：「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の24年度、25年度予算額の合計（30億円及び基金の利息額）に配分割合（ $Z_{1\sim 54}$ ）を乗じて得た値を基に知事が定める額から24年度交付額を控除した額

$$Z_{1\sim 54} = \frac{A_{1\sim 54} + B_{1\sim 54} + C_{1\sim 54} + D_{1\sim 54} + E_{1\sim 54} + F_{1\sim 54} + G_{1\sim 54} + H_{1\sim 54}}{30 \text{ 億}}$$

$$A_{1\sim 54} = 2 \text{ 千万}$$

$$B_{1\sim 54} = b_{1\sim 54} \times 1 \text{ 億} / S_b$$

$$C_{1\sim 54} = c_{1\sim 54} \times 6 \text{ 億} / S_c$$

$$D_{1\sim 54} = d_{1\sim 54} \times 6 \text{ 億} / S_d$$

$$E_{1\sim 54} = e_{1\sim 54} \times 4 \text{ 千万} / S_e$$

$$F_{1\sim 54} = f_{1\sim 54} \times 1 \text{ 億} / S_f$$

$$G_{1\sim 54} = g_{1\sim 54} \times 1 \text{ 億} / S_g$$

$$H_{1\sim 54} = h_{1\sim 54} \times 3 \text{ 億} 8 \text{ 千万} / S_h$$

$b_{1\sim 54}$ ：「市町村別の高齢者人口、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数の合計」に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値

S_b ： b_1, b_2, \dots, b_{54} の総和

$c_{1\sim 54}$ ：「市町村別の死者・行方不明者数、重傷者数、軽傷者数」に下表の乗数を乗じて得た値の合計に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値

S_c ： c_1, c_2, \dots, c_{54} の総和

	死者・行方不明者数	重傷者数	軽傷者数
乗数	100	50	25

$d_{1\sim 54}$ ：「市町村別の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊戸数、床上・床下浸水戸数、仮設住宅入居戸数」に下表の乗数を乗じて得た値の合計に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値

※「半壊→解体」「敷地被害→解体」は、「全壊」に含む。

S_d ： d_1, d_2, \dots, d_{54} の総和

	全壊戸数	大規模半壊戸数	半壊戸数	一部損壊戸数	床上浸水戸数	床下浸水戸数	仮設住宅入居者数
乗数	80	52	32	4	40	4	4

$e_{1\sim 54}$ ：「市町村別の津波浸水面積」に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値

S_e ： e_1, e_2, \dots, e_{54} の総和

- $f_{1\sim 54}$: 「市町村別の農地、農業用施設、県営・市町村営漁港施設の被災額」に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値
- S_f : f_1, f_2, \dots, f_{54} の総和
- $g_{1\sim 54}$: 「市町村別の千葉県制度融資 セーフティネット資金（震災復興枠）の保証承諾金額」に $x_{1\sim 54}$ を乗じて得た値
- S_g : g_1, g_2, \dots, g_{54} の総和
- $h_{1\sim 54}$: 特定被災地域、特定被災地方公共団体、災害救助法適用団体の指定の有無
※指定があれば1と数え、重複して指定される場合は、更に加算する。
- S_h : h_1, h_2, \dots, h_{54} の総和
- $x_{1\sim 54}$: 財政力指数が1未満の市町村⇒ $1 \div (1 - (1 - \text{財政力指数}) \div 2)$
財政力指数が1以上の市町村⇒ 1
※財政力指数は、当該市町村の過去3年の財政力指数の平均値（小数第4位を四捨五入）